



環境問題における司法へのアクセス EUレベルでの展開

ジャン-フランソワ・ブレイクランド, 欧州委員会

1. 背景
2. EUレベルでの判例法の進化
3. EU内の政治レベルでの進化



1. 背景

オース条約は「混合的」合意

- EU自身も独自に締約国(2005年から)
司法アクセスの権限に係る解釈宣言付
- 27の加盟国も個々の締約国
- 27の加盟国は、EU法の一部であるオース条約にも拘束される: TFEU第216条2項



1. 背景

一般憲法規定

- 欧州連合条約第19条1項「加盟国は、EU法の適用領域において実効的な法的保護を確保するために十分な救済を提供するものとする」
- 基本権憲章
 - 第37条: 高水準の環境保護
 - 第47条: EU法により保障される権利について、裁判所に実効的な救済を求める権利



1. 背景

EUのオース条約の履行手段

- EUレベルに関して: 規則 1367/2006
- 加盟国レベルに関して:
 - 第I柱 + 第9条1項: 指令 2003/4
http://ec.europa.eu/environment/aarhus/pdf/COM_2012_774_en.pdf
 - 第II柱 + 第9条2項, 第9条4項: 指令 2003/35,
 - セベン川指令, 油田掘削装置



1. 背景

EUがオース条約を履行するための手段

- 加盟国レベルに関して:
 - 第III柱 - 第9条3項& 第9条4項: 提案 COM(2003)624(司法アクセス指令案)
欧州議会による第一読会, 理事会により阻止された

=> EUレベルでの真空状態



2. EUレベルでの判例法の進化

欧州司法裁判所の判例の優れた部分:

- C-237/07 Janecek: 大気
 - C-427/07 Commission vs. Ireland: 透明性
 - C-263/08 DLV: NGOの司法アクセス
 - C-115/09 Trianel: NGOの司法アクセス
 - C-128/09 Boxus
 - C-182/10 Solvay
 - C-240/09 「スロバキア熊」: 自然保護
 - C-416/10 Krizan: 仮の救済および廃棄物処分場
- } 計画における効果的な救済



2. EUレベルでの判例法の進化

欧州司法裁判所の判例の優れた部分:

- C-237/07 Janecek判決 (25/07/2008)

42. したがって、第一の問題に対する答えは次のとおりでなければならない。指令96/62 第7条3項は、制限値または警戒閾値を超えるリスクがある場合には、たとえ直接に影響を受ける人が国内法にもとづき国の所管機関に対して大気汚染対策をとるよう求めることのできる他の方法があるとしても、当該関係人は当該機関に対して行動計画の作成を求めることができなければならない、という意味に解釈されねばならない。



2. EUレベルでの判例法の進化

欧州司法裁判所の判例の優れた部分:

- C-263/08 ジュールガルデン判決 (15/10/2009)
47. さらに、環境保護団体が最小限の数の構成員をもたねばならないとする条件は、団体が実際に存在し活動していることを確保するために妥当である、ということは考えられる。しかし、求められる構成員の数は、指令85/337(アセス指令)および、特にその範囲に含まれるプロジェクトの司法審査を促進するという目的に反するようなレベルにおいて、国内法で設定することはできない。



2. EUレベルでの判例法の進化

欧州司法裁判所の判例の優れた部分:

- C-115/09 トリアネル判決 (12/05/2011)

48. 当然、より一般的には、アセス指令(指令85/337) 第10条a第3項の最後の一文は、環境保護団体が享受するはずの「侵害される権利」は、EU環境法を国内法化する規範、および直接的な効果を有するEU環境法の規範を必ず含まねばならない、という意味に解釈されねばならない。



2. EUレベルでの判例法の進化

欧州司法裁判所の判例の優れた部分:

- C-115/09 トリアネル判決 (法務官意見)

77. ドイツ政府の説明では、その司法審査制度は行政上の決定に関する慎重かつ詳細な審査を含み、結果として個人の権利を高水準で保護している。(24) しかし、ドアをロックされたフェラーリのように、制度それ自体が特定のカテゴリーの行為にアクセスできなければ、密度の高い審査制度は実際にはそれほど有効ではない。



2. EUレベルでの判例法の進化

欧州司法裁判所の判例の優れた部分:

- C-240/09 スロバキア熊判決 (8/03/2011)

52. こうした環境下において、照会されている第一および第二の問題に対する答えは、オース条約の第9条3項はEU法に直接には影響しないというものである。しかし、照会を行った裁判所にとっては、**最大限可能な程度、行政または司法手続を条約の第9条3項の目的およびEU法により付与される権利の実効的な司法による保護のために、zozkupenie のような環境保護団体が、EU環境法に反する行政手続によって下された決定について訴訟を提起できるようにするために、充たすべき条件に関わる手続規定を解釈することである。**



2. EUレベルでの判例法の進化

欧州司法裁判所の判例の優れた部分:

■ C-128/09 Boxus判決 (18/10/2011)

56. 本件において、照会裁判所が2008年7月17日のワロン議会のデクレが、アセス指令 第1条5項に規定する条件を充たさないと判断すれば[..]、そして、もし適用可能な国内法ルールのもとで、どの裁判所または法律により設置された独立かつ公平な機関も、当該デクレの実体上または手続上の有効性を審査する権限をもたないと判明すれば、このデクレは、オース条約第9条および参加指令第10条aの要件に適合しないとみなされねばならない。よって照会裁判所はそれを適用してはならない。



2. EUレベルでの判例法の進化

欧州司法裁判所の判例の優れた部分:

■ C-416/10 Križan (15/1/2013)

109. しかし、指令96/61第15条aにより付与される訴権の行使は、当該指令に違反して付与された許可から利益を得る可能性のある設備が、当該許可の合法性に関する明確な決定までの間、稼働を続けるとすれば、当該汚染を効果的に防止しえないだろう。当然、この第15条aにより付与される訴権の実効性の保障は、関心をもつ公衆の構成員が、裁判所または独立かつ公平な権限ある機関に対して、必要ならば問題の許可を一時的に停止することも含め、当該汚染を防止するなどの仮命令を求める権利をもつことが求められるということになる。



2. EUレベルでの判例法の進化

■ 欧州司法裁判所の判例の優れた部分:

- C-260/11 エドワード判決 (+ C-530/11):
法外な訴訟費用: 11/4/2013
- C-72/12 アルトリップ町判決 (aka トリアネル II)
- + EU条約第258条違反行為
ベルギー、ドイツ、英国、オーストリア、アイルランド、スロベニア、...



2. EUレベルでの判例法の進化

■ + 遵守委員会「判例法」の役割

- 1) ベルギー、英、独、オーストリア、ブルガリア、エストニア、EU...に対する事件
 - 2) EUの法命令による受容: エドワード判決の法務官意見
36. 遵守委員会は、すでに何度か法外な費用の問題に関して、実際に英国との関連において、見解を明らかにしてきた。各事案において、委員会は個々の状況および国内制度を包括的に評価している。条約第9条4項が - 指令の規定のように - 具体的な基準を何も含まないので、このアプローチは必要である。



2. EUレベルでの判例法の進化

+ 国内裁判所によるCJEU判例の完全な受容:

- スロベニア熊: スロバキア最高行政裁判所, セルビア行政控訴裁判所 (狼)
- Boxus - Solvay: ベルギー憲法裁判所
- トリアネル: ドイツ行政裁判所



3. EU内の政治レベルでの進化

現状は維持可能?



3. EU内の政治レベルでの進化

2012年3月7日の委員会 コミュニケーションCOM(2012)95 :
正当な司法アクセスの確保を目的とした特別規定は、現在ではEU環境法の数分野に限られている。広範なアクセスの促進を目的とした2003年委員会提案は、前進はしていないが、特に、**欧州司法裁判所が**、国内裁判所はオース条約に適合するように司法アクセス規定を解釈しなければならないと認め、事情は広く変化してきた。環境利益と同じく国内裁判所および経済は、この課題に対処する上で**不確実性**に直面する。委員会は、環境利益と同じく国内裁判所および経済にとって、**いかにより堅固な確実性**をもたらさうか検討することが妥当だと考える。可能性として含まれるのは：
・EU環境法の全分野において、**効率的かつ実効的な国内裁判所へのアクセスの条件**について、EUレベルで定義づけること。



3. EU内の政治レベルでの進化

他の機関の反応:

1) 2012年6月11日の**理事会結論** (document 11186/12)

II. より良い履行、実施、監視および環境政策・立法の強化

6. (...) EUレベルでの環境政策・立法の完全な履行を確保する必要性を繰り返し述べ、ゆえに委員会および適切な方法で加盟国が、補完性原則を尊重しつつ、コミュニケーションに盛り込まれている目的と戦略をさらに発展させ実施することを奨励する。たとえば：
- **オース条約に即して司法アクセスを向上させること、**



3. EU内の政治レベルでの進化

他の機関の反応:

2) 欧州議会

2013年3月12日採択の報告2012/2104(INI)

29. 環境問題における公衆の司法アクセスに関する指令の提案を採択する手続が第一読会にて中断されたことは残念である、したがって、膠着状態を打開する観点から共同立法者の立場を再検討するために、彼らを招集する。

3) **地域委員会** : 2012年11月30日報告 (document ENVE-V-024)



3. EU内の政治レベルでの進化

第7次環境行動計画案

60. 第4に、**EU市民は**、国際条約と、リスボン条約の発効および欧州司法裁判所の**最近の判例**によりもたらされた発展に沿って、環境問題における**実効的な司法アクセスと実効的な法的保護を獲得する**。裁判外紛争解決も、訴訟の代替手法として促進される。

63. EU環境法の利益を最大化するために、計画は以下のことを確保しなければならない。
(e) 2020年までに市民および市民団体の**実効的な法的保護の原則**が促進されること。



3. EU内の政治レベルでの進化

研究段階

1) 「ダルボ研究」: 28加盟国における現状の更新

2) 「マーストリヒト研究」: 司法アクセスの経済的側面
<http://ec.europa.eu/environment/aarhus/studies.htm>



3. EU内の政治レベルでの進化

検討段階

- 理事会ワーキング・グループにおける議論
- 最高裁判事の専門家集団
- 研究者
- 企業
- NGO



3. EU内の政治レベルでの進化

■ 検討段階

ありうる選択肢:

選択肢 1: 従来通りの事業活動 (ソフトロー・アプローチ)

選択肢 2: 加盟国の規定において存在するギャップ(違反)への対処

選択肢 3: 判例法の発展に合致する新たな提案の作成

選択肢 4: COM(2003) 624の保有

選択肢3にもとづく新たな提案の方向を示す研究—法的不確実性の低減および長期的に低コストであること



3. EU内の政治レベルでの進化

■ The drafting phase 草案段階?

